

ミャンマー 草の根・人間の安全保障無償資金協力（GGP） フォローアップ調査報告

特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構

海外事業部 白幡利雄

1. 調査期間

現地調査：2015年12月6日（日）から12日（土）

報告書提出期限：2016年2月19日（金）

2. 調査員

AMDA 社会開発機構：3名（岡山本部1名、現地駐在員2名）

外務省 国際協力局 開発協力総括課：2名（全日程参加は1名）

在ミャンマー大：3名（全日程参加は1名）

3. 調査案件

計7件 教育：3件、医療保健：4件

 シャン州北部ラショー市内および近郊：5件、ヤンゴン市内および近郊：2件

4. 所感と考察

- ・1993年のGGP供与開始後、急速に件数が増加。特に近年の民主化後は件数、金額ともに大幅に拡大中。
- ・書記官1人と草の根委嘱員7人（邦人3人、ミャンマー人4人）の体制で常に300件程度の申請書が審査リストに掲載されているが、申請書の受領から選定、事前調査、契約に至るまで、非常に丁寧な対応がなされている。
- ・経費および時間の節約のため、すでに実施中の案件の中間・完了検査や原則2年以内のフォローアップ調査も、毎年11～4月の事前調査とあわせてスケジュールが組まれるなど、効率的な実施体制が確立されている。

5. 提言

(1) 案件の実施目的を明確化する

現行の請訓表には「社会的背景・ニーズ」や「裨益効果」の項目はあるが、「目的」を明記する欄がない

→ ニーズが並列的になり、もっとも期待される点と効果の発現との関係があいまいになる

(2) 多様なステークホルダーとの連携を促進する

事業完了後だけでなく、案件形成時からの多様な連携を期待したい

cf. ミャンマーにおける僧侶のネットワーク

(3) 裨益効果の持続性と波及効果を高める

上記(1)、(2)に留意した案件形成プロセスにより、GGPだけでなく他のNGOやCBOが支援すべきこと、

GGP完了後のコミュニティの役割分担などが自ずとステークホルダー間で認識される

→ 本邦NGOとしても現場におけるGGP活用の推進に努めたい